

神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和 7 年 10 月 21 日（火）16：55～17：05

2. 場 所：教育委員会会議室

3. 出席者：

（市）教職員給与課長、教職員給与課労務制度係長、他 2 名

（組合）書記長、他 2 名

4. 議 題：教員の処遇改善について

5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。

さて、本日は、教員の処遇改善について、ご提案させていただきます。

お配りしております「教員の処遇改善について」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、全ての子供たちへのより良い教育の実現に向け、教員の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、国の法改正を踏まえて、教職の重要性と職務や勤務状況に応じた処遇改善を行うことといたします。

「2. 実施内容」でございますが、はじめに「（1）教職調整額の改善」につきまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を踏まえ、令和 12 年度までに 10%まで引き上げることといたします。なお、指導改善研修を受けている職員については、職務や勤務の状況に応じた処遇を実現する観点から、教職調整額を支給しないことといたします。

次に、「（2）教員特別手当の見直し」でございますが、「①学級担任等加算の新設」につきまして、教育公務員特例法の改正を踏まえ、校務類型に応じた支給とするため、学級担任等加算を導入し、給料の調整額の支給対象の教員を除く、担任及びそれに準ずる校務を担当する教員に給料月額の 0.5%を加算することといたします。なお、桜の宮小学校、桜の宮中学校のしらゆり分校及び若葉学園の学級を担当する教員については給料月額の 2%を加算することといたします。

「②一律支給額の見直し」につきまして、級号給に対応して支給している教員特別手当については、教職調整額の改善、学級担任等加算の導入を踏まえ、一律支給額を減額いたします。

次に、「（3）特殊勤務手当の見直し」でございますが、「①多学年学級担任手当の廃止」につきまして、教員特別手当の学級担任等加算の導入に伴い、多学年学級担任手当を廃止することといたします。

「②非常災害時等の緊急業務に係る特殊勤務手当の改善」につきまして、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に関する、週休日等の業務従事時間の要件を 8 時間程度から 4 時間程度に緩和するとともに、非常災害時における児童生徒の負傷、疾病等に伴う救急の職務及び、児童生徒に対する緊急の補導の職務の支給額を 1 回あたり 8,000 円に増額いたします。

最後に、「(4) 給料の調整額の減額」につきまして、支給額を給料月額の3%程度から1.5%程度に段階的に引き下げることといたします。

「3. 実施時期」でございますが、「(1) 教職調整額の改善」、「(2) 教員特別手当の見直し」、「(3) 特殊勤務手当の見直し」につきましては令和8年1月1日といたします。なお、「(1) 教職調整額の改善」につきましては、各年度1月1日付けで1%ずつ段階的に引き上げることといたします。

「(4) 給料の調整額の減額」につきましては、令和9年1月1日に2.25%、令和10年1月1日に1.5%に段階的に引き下げることといたします。

私どもからは以上でございます。

(組合) 学級担任だけでなく多くの教員に手当がつく内容は評価しています。これまで教職員が大事にしてきた同僚性、協働性を尊重してもらえたと感じています。

しかし、(4) 給料の調整額の減額に関してはとうてい納得のいくものではありません。特別支援学校、学級で勤務している教職員の負担が減っているわけではありません。その中で、調整額が引き下がるのは道理が通りません。ましてや調整額支給対象者は新設される学級担任等加算も対象ではありません。(2) ②一律支給額の減額とも言えることですが、同じ学校現場で働く教員同士で、一方は減り一方は増えるというような、手当や調整額の付け替えを行うことは強く反対します。

(市) 書記長より、ご発言をいただきました給料の調整額の減額につきまして、回答させていただきます。

特別支援教育に関しましては、障害の重度・重複化に伴い、教員に求められる専門性は一層増大する中で、学校現場においては、個別のニーズに応じた教育の提供にご尽力をいただいていることは認識をしております。しかしながら、給料の調整額につきましては、国において令和8年度以降、支給額の段階的な縮減が予定されており、神戸市におきましても、国の取り扱いに準じて措置を講じる必要があると受け止めております。

また、個別の手当だけに着目をする、減額となる教員がいるのは事実ですが、給与制度全体で考えると、決して一方の教員の処遇が減り、一方が増えるということにはなっておらず、学校現場で働く全ての教員の処遇が段階的に増えるよう制度設計をしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

給料の調整額の減額に関する具体的な取り扱いにつきましては、今後の国の対応を踏まえ、改めてご提案させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。